

# 佐渡市総合計画 後期基本計画の策定方針(案)

## 目次

1	策定の趣旨	.....	3
2	計画の位置づけ	.....	4
3	計画の構成	.....	6
4	策定体制	.....	11
5	スケジュール	.....	13

## ➤ これまでの経緯

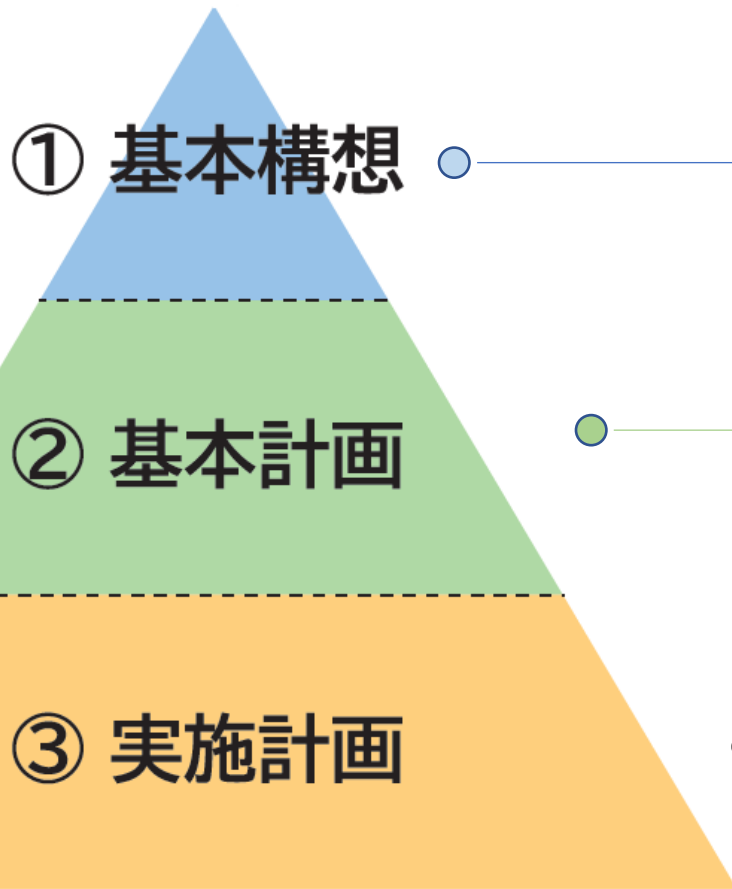
- 令和4年3月、将来あるべき佐渡の姿と展望を市民と共有し、長期的な方向性を定めるため、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とする「佐渡市総合計画」を策定した。
- 令和4年度からの前期の計画期間中、コロナ禍が明け、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録や移住定住の促進、企業誘致などにより、島の賑わいや人材確保に向けて一定の成果が表れている一方、水道事業や病院、廃棄物処理などのライフライン施設の経営悪化が進んでおり、サービス水準の維持が大きな課題となっている。

## ➤ 後期基本計画の策定に向けて

- 令和4年度から令和13年度までの10年間の基本構想のうち、前半の5年間の基本計画（前期基本計画）が令和8年度で終了するため、令和9年度から令和13年度までの後期5年間の基本計画を今回新たに策定する。
- 人口減少の進展や昨今の物価高騰等、社会情勢の変化を踏まえ、現状をあらためて分析し、人口減少社会に対応した持続可能な島・佐渡の実現に向けた計画として策定する。
- 策定にあたっては、佐渡市総合計画審議会開催のほか、市民・事業者へのアンケート調査、ワークショップ等を実施し、市民の意見を計画に反映する。

## 総合計画の構造（「佐渡市総合計画2022-2031」P. 10～11より）

- 将来あるべき佐渡の姿と長期的な展望を市民と共有し、総合的かつ計画的な市民運営を図るための最上位計画に位置づけられている。
- 「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造で構成されている。



### ① 基本構想

「佐渡市総合計画2022-2031」P.9～P.18

本市が目指すまちづくりの基本理念と将来像、基本目標を定めるとともに、その実現に向けた基本的な考え方（施策の大綱）を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を図るための指針とします。

【計画期間】 令和4年度から令和13年度までの10年間

### ② 基本計画

「佐渡市総合計画2022-2031」P.19～P.31

基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、各施策を体系的に示すとともに、施策別の現状や課題、基本方針等を示します。

【計画期間】 前期：令和4年度から令和8年度までの5年間  
後期：令和9年度から令和13年度までの5年間  
（後期基本計画は、社会情勢の変化や施策の評価等を踏まえ、改めて策定）

### ③ 実施計画

基本計画に掲げた施策を効果的に実施するための具体的な事業内容を示します。

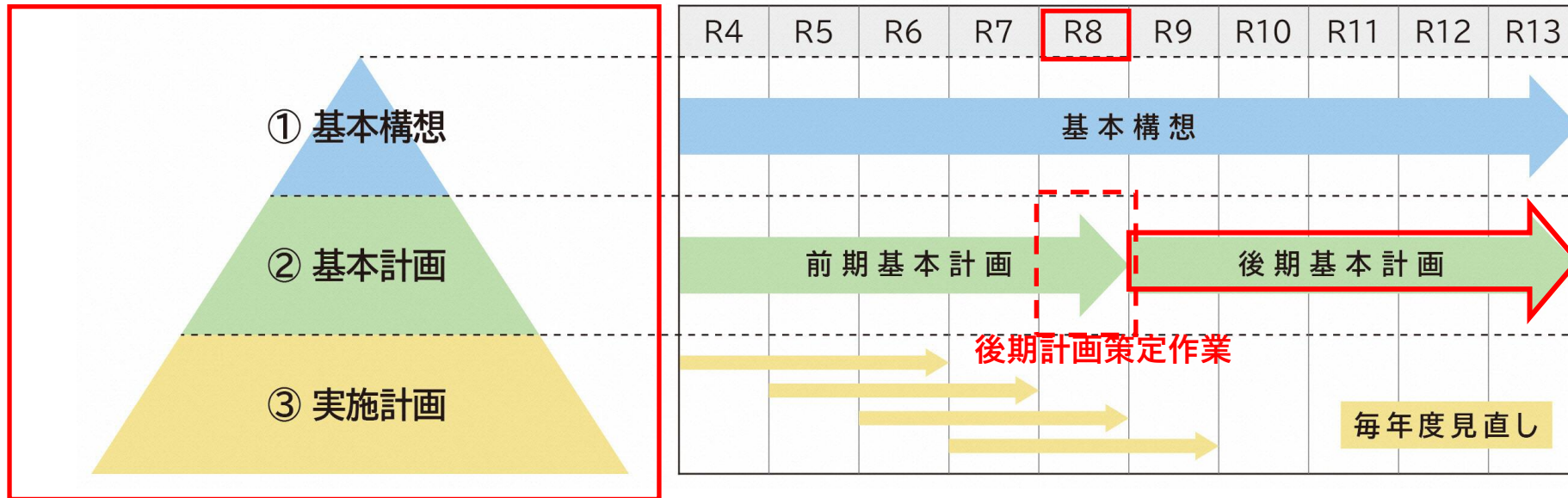
【計画期間】 3年間とし、ローリング方式\*で毎年度柔軟に見直し、調整

# 2 計画の位置づけ

## 総合計画における基本計画の位置づけ（「佐渡市総合計画2022-2031」P. 10~11より）

- 基本計画は、基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受け、各施策を体系的に示すとともに、施策別の現状や課題、基本方針等を示すもの。
- 令和8年度に前期基本計画に計画期間が終了するため、今年度中に令和9年度以降の後期基本計画の策定作業を行う。

### 総合計画



総合計画の  
土台・基盤  
となる計画

持続可能な  
行政運営プラン

財政計画

定員適正化計画

個別計画

個別計画

個別計画

個別計画

個別計画

個別計画

個別計画

後期基本計画の策定に当たっては、  
まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン含む）、  
教育大綱、デジタル活用計画との一体化を予定

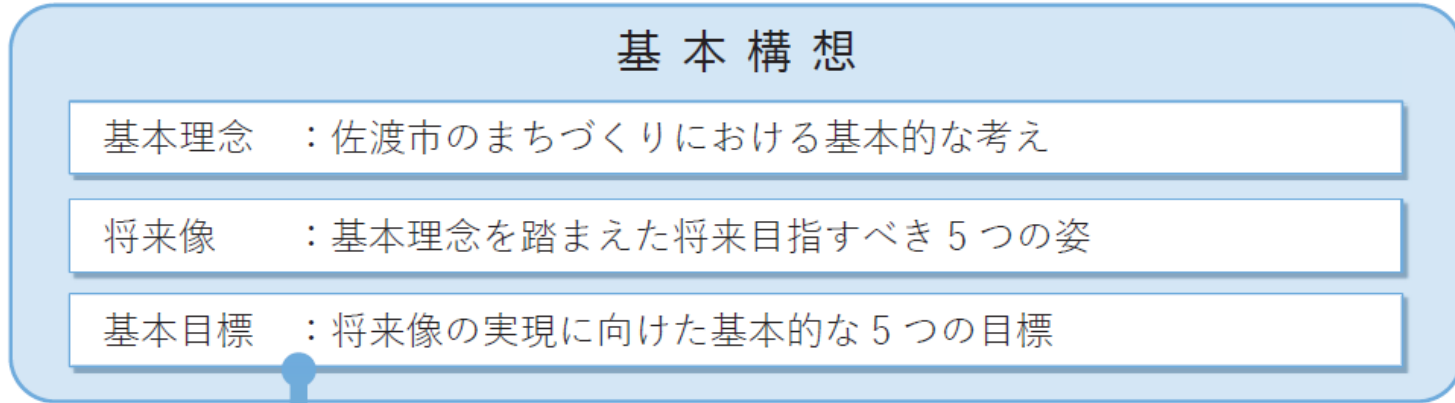
# 3 計画の構成(計画の全体像)

※今後の協議で内容変更あり

<b>第1章 序論</b>	
第1節 佐渡市総合計画の概要 第2節 佐渡市の概況と社会情勢 第3節 計画の進行管理と行政評価	社会情勢の変化（人口減少・少子高齢化、安全安心意識の高まり、環境への配慮、情報通信技術の進展、グローバル化の進展、物価高騰、ライフライン施設の維持 など）を踏まえて現状を分析 まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン含む）、教育大綱、デジタル活用計画との一体的な策定について説明
<b>第2章 基本構想</b>	
第1節 計画の策定にあたって 第2節 基本理念と将来像 第3節 基本目標 第4節 施策の大綱	各項目を維持
<b>第3章 基本計画(後期)</b>	
第1節 基本計画の概要 第2節 重点的・横断的な取組 第3節 分野別施策	社会情勢、人口等の現状から施策の見直しを実施（項目、目標の見直しを含む）
<b>第4章 第3期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略</b>	
第1節 策定の趣旨 第2節 人口ビジョン 第3節 まち・ひと・しごと創生総合戦略	本市における今後の人口の将来展望を示し、その実現に向けた戦略として策定（国の総合戦略及び県の地方版総合戦略を勘案）
<b>資料編</b>	
第1節 策定経過 第2節 市民アンケート等調査結果 第3節 用語解説	

# 3 計画の構成(基本計画の構成)

基本構想は  
各項目を維持

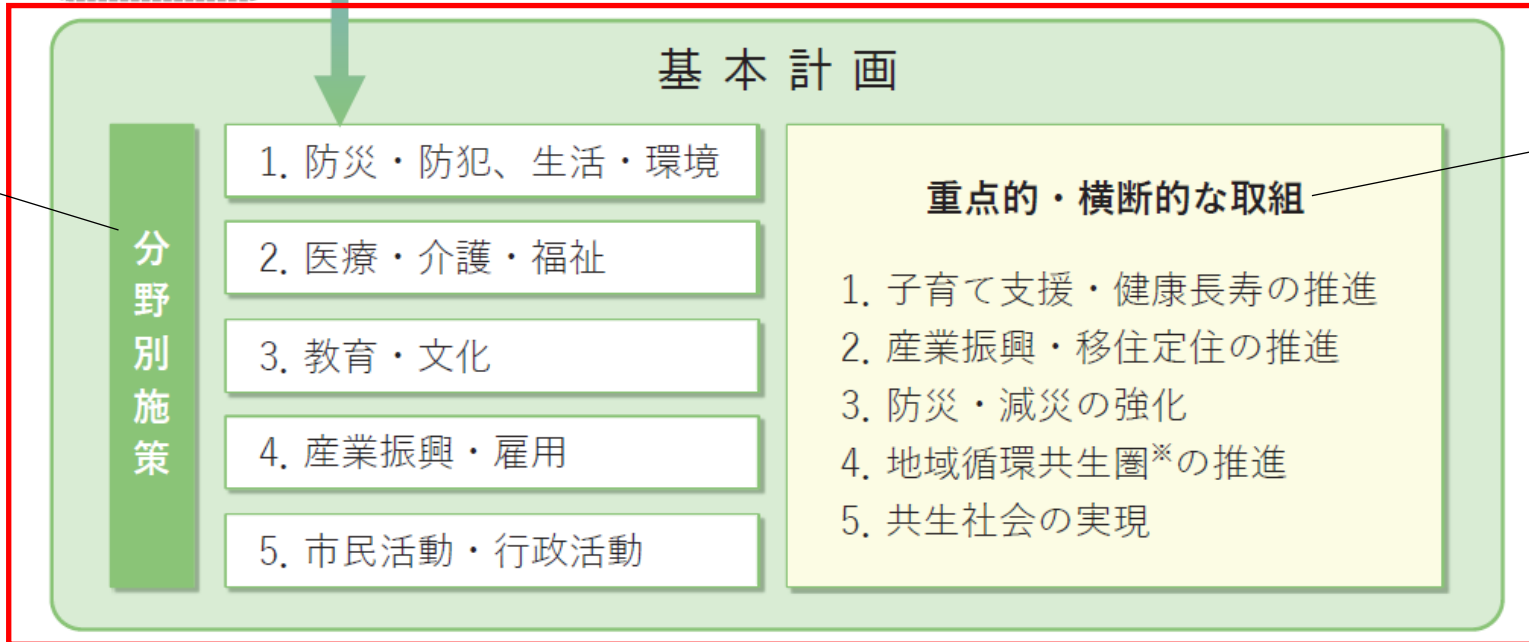


後期計画策定作業

5つの基本  
目標に対応

社会情勢、人口等の現状から施策の見直しを実施

各分野は維持し、  
個別の施策の内容  
について見直し



項目自体を含めて  
見直し

# 3 計画の構成(基本計画の構成)

## 4 分野別施策の体系一覧

将来像と基本目標	施策	施策の展開
<b>基本目標 1</b> 豊かな自然と共生した、安全で快適なまちづくり 【防災・防犯、生活・環境】	1 防災・減災機能の強化	1.防災意識の向上と防災教育の推進 2.自主防災組織の育成 3.緊急情報伝達システム <sup>®</sup> の構築
	2 消防・救急体制の充実	1.消防体制の整備 2.救急体制の充実
	3 交通安全・防犯対策の推進	1.交通事故防止 2.安全安心なまちづくり
	4 交通体系の充実	1.まちづくりと連携した地域交通ネットワークの構築 2.交流人口拡大に向けた交通体系の充実 3.公共交通のサービスレベルの向上
	5 道路施設等の整備	1.安全安心な市道整備 2.道路橋梁の長寿命化 3.道路等の適正管理
	6 上水道施設の整備	1.災害に強い水道システムの構築 2.効率的な水道経営の推進
	7 下水道施設の整備	1.自然環境の保全に向けた下水道接続等の促進 2.安定した下水道経営と施設の維持管理 3.災害に備えた体制整備
	8 都市計画の推進	1.都市計画・景観・公園の充実 2.都市再生整備事業(相川地区)の推進 3.住環境の向上
	9 自然環境の保全	1.豊かな自然環境の保全と活用 2.トキとの共生の実現 3.佐渡の環境を考え実行できる環境市民の育成
	10 脱炭素・持続可能社会の推進	1.再生可能エネルギーの導入促進 2.省エネルギーの普及促進
	11 生活環境の整備	1.発生抑制・再使用の推進によるごみの減量 2.意識啓発の推進
<b>基本目標 2</b> 一人ひとりが活躍し、いきいきと暮らせるまちづくり 【医療・介護・福祉】	1 地域医療の充実	1.医療体制の維持・連携推進 2.医療従事者確保対策の推進 3.へき地医療の維持
	2 健康づくりの推進	1.市民協働の取組 2.SIZES <sup>®</sup> の取組 3.生活習慣病重症化予防
	3 高齢者福祉・介護の充実	1.健康づくりと介護予防の推進 2.高齢者の生きがいある暮らしの推進 3.医療・介護・福祉が一体的に提供されている地域包括ケアシステム <sup>®</sup> の推進
	4 子育て支援の充実	1.地域における子育て支援サービスの充実 2.子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実 3.配慮を必要とする子ども・家庭への支援
	5 障がい者福祉の充実	1.就労支援への取組の強化 2.障がいのある人と共に暮らす共生社会の実現 3.障がい者が安心して生活できる仕組みづくり
	6 地域福祉の充実	1.福祉教育の充実 2.支え合い意識の高揚・相談支援の充実 3.誰もが集える場所・機会づくり

将来像と基本目標	施策	施策の展開
<b>基本目標 3</b> 郷土への誇りと未来への希望を育むまちづくり 【教育・文化】	1 子ども教育の推進	1.学ぶ意欲を高め確かな学力等を育成する教育の推進 2.郷土愛を軸にしたキャリア教育 <sup>®</sup> の推進 3.家庭・地域の教育力の充実
	2 学校教育環境の整備	1.安全・安心な学校づくり 2.学校施設の維持管理 3.高等教育・研究機関等との連携強化
	3 生涯学習の推進	1.学習機会の充実 2.地域づくりの推進 3.芸術・文化の推進
	4 スポーツの推進	1.「育てる」スポーツの推進 2.「健康」スポーツの推進 3.「支える」スポーツの推進
	5 文化振興の推進	1.世界遺産等の地域資源の保存と活用 2.郷土愛の醸成と担い手の育成 3.博物館事業の推進
<b>基本目標 4</b> 地域の活力と賑わいあふれるまちづくり 【産業振興・雇用】	1 農業の振興	1.地域の実情に応じた営農体制の確立 2.地域の農業を担う多様な担い手の確保 3.生物多様性の保全と里山の振興
	2 林業の振興	1.林業の効率化促進 2.森林の多面的機能 <sup>®</sup> の保全 3.佐渡産木材の利用促進
	3 水産業の振興	1.育てる漁業の推進 2.ブランド力と販売力の強化 3.漁業の担い手の確保
	4 商工業の振興	1.円滑な事業承継と経営の安定化 2.企業ブランド力の向上 3.人材の育成
	5 観光の振興	1.観光旅行者の満足度向上に係る環境基盤整備 2.消費額向上に係る滞在型観光促進 3.戦略的情報発信
	6 産業連携・販売戦略の推進	1.高付加価値化及び販路の開拓・販売拡大の推進 2.島内産業の振興に伴う島内循環の促進 3.「佐渡」の特長を活かした佐渡産品のブランド化の推進
	7 雇用機会・就労環境の充実	1.新たな産業の創出 2.人材の確保及び育成支援 3.働き方改革の推進
	8 移住定住の促進	1.UI ターン者の受入れ促進 2.空き家活用による定住人口の拡大 3.企業誘致による多様な人材と企業が活躍できる仕組みづくり
<b>基本目標 5</b> 心豊かで明るい暮らしを未来に繋げるまちづくり 【市民活動・行政活動】	1 市民参画と協働による地域づくりの推進	1.地域づくりの拠点化 2.外部人材の活用 3.地域コミュニティ活動の促進
	2 人権の尊重	1.分野別人権施策の推進 2.人権教育・啓発の取組
	3 男女共同参画の推進	1.あらゆる分野における男女平等意識の浸透 2.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス <sup>®</sup> )の推進 3.あらゆる政策・方針決定の場への女性参画の促進
	4 広報・広聴活動の推進	1.多様な情報媒体を活用した広報活動 2.市民の意見や要望を市政に反映させるための広聴活動
	5 行政運営・財政運営の推進	1.行政改革の推進 2.持続可能な財政運営

■分野別施策について  
「佐渡市総合計画2022-2031」  
P.22～23より抜粋

後期計画策定作業

赤枠内の施策  
1-1～5-5  
の内容について、  
見直しを行う

# 3 計画の構成(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

## 計画期間

令和4年度から令和8年度

### 基本目標1 しごと

#### ◎地域の特色、地域資源を活かした産業の振興

- ・農林水産業の振興
- ・物産ブランド化と商工業の振興
- ・誰もがやりがいを持って働ける環境づくり  
(主なKPI)
- ・ふるさと納税やECサイト等での農産物の取扱額 5,800万円(R2) →1億2,000万円(R8)
- ・創業及び事業拡大に伴う雇用人数(累計) 211人(R2) →556人(R8)
- ・インターンシップ受入れ企業数(社/年) 2社(R2) →35社(R8)
- ・外国人宿泊者数 1,128泊(R2) →14,000泊(R8)
- ・雇用のマッチングと企業支援
- ・観光の振興

### 基本目標2 新しいひとの流れ

#### ◎関係人口を増やし、佐渡への新しいひとの流れをつくる

- ・企業創業機会の拡充とUイタンの強化  
(主なKPI)
- ・インキュベーションセンター等への進出企業数 6社(R2) →13社(R8)
- ・Uイタン者の定住率(R3より計測開始) 0%(R2) →80%(R8)

### 基本目標3 結婚・出産・子育て

#### ◎結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる

- ・結婚の希望をかなえる
- ・安心して妊娠・出産できる支援の充実
- ・学校教育の充実  
(主なKPI)
- ・婚姻率 2.7%(R2) →3.0%(R8)
- ・出生数 249人(R2) →287人(R8)
- ・ICTを活用した授業研究の実施校 74%(R2) →100%(R8)
- ・安心して子育てできる環境づくり
- ・子育て環境の充実

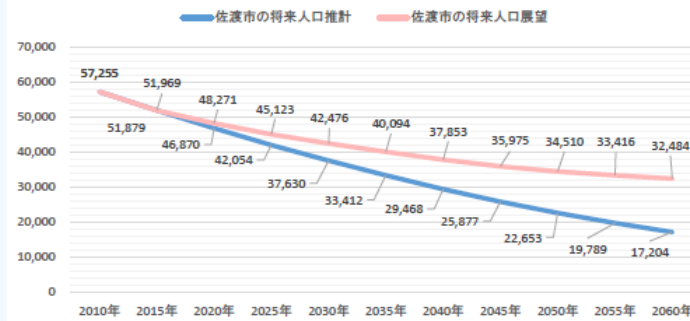
### 基本目標4 まちづくり

#### ◎ひとが集い、賑わい、安心して暮らせる持続可能なまちづくり

- ・持続可能な地域づくり
- ・高齢者福祉の充実
- ・健康・医療の体制づくり
- ・安心安全で快適な暮らしの確保  
(主なKPI)
- ・地域おこし協力隊定着率 80.8%(R2) →82.5%(R8)
- ・航路利用者 76万人(R2) →130万人(R8)
- ・さどひまわりねっと加入率 31.5%(R2) →35%(R8)
- ・地域防災リーダー認定登録者数 241人(R2) →300人(R8)
- ・公共交通体系の充実
- ・地域福祉力の充実
- ・歴史文化資源等の保全・活用

地方版総合戦略は、我が国が人口減少社会に突入し、今後その減少の加速化が予測されるなか、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、活力ある持続的な社会を構築する「地方創生」の計画です。

## 佐渡市の将来人口推計・展望



佐渡市では、平成27年に「～歴史と文化が薫り 自然と人が共生できる美しい島づくり～佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策、地方創生の実現を目指してきました。この、第1期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証をもとに、これまでの総合戦略の4つの基本目標の枠組みを維持するとともに、より一層の充実・強化を図るため、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第2期計画を策定しました。

現状やこれまでの効果検証を踏まえ、第2期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、佐渡市総合計画の基本理念である「歴史と文化が薫り 人と自然が共生できる持続可能な島」と一体的に取り組み、子どもからお年寄りまで誰もがいきいきと輝ける島を目指し、人口減少対策と地方創生の実現に向け取り組みます。

「第2期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」・「佐渡市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(改訂版)」については、佐渡市ホームページからご覧いただけます。

問い合わせ先 佐渡市役所 企画財政部総合政策課 電話0259-63-3111(代表)  
令和4年3月発行

## 「佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「佐渡市人口ビジョン」について

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方版総合戦略として令和4年3月に「第2期佐渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。現行計画は令和8年度末で終期を迎える予定であり、次年度以降の交付金活用に向けて、今年度中の改訂が必要となる。

市の将来人口の展望を示す「人口ビジョン」についても、現行の佐渡市人口ビジョンは令和4年3月の改訂後見直しができておらず、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の令和5年推計を反映できていないため、今回総合戦略の改訂にあわせて刷新が必要な状況である。

# 3 計画の構成(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

## 内閣官房地域未来戦略本部事務局・内閣府地方創生推進室 『地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）』

### 《手引きより抜粋》

まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条の規定により、都道府県及び市町村が地方版総合戦略を策定、改訂するに当たっては、国の総合戦略を勘案するよう努める必要があります。（中略）地域未来交付金の地域みらい推進型の交付を受けられることを踏まえ、早期の策定、改訂に努めていただくようお願いいたします。

### (右) 地方版総合戦略の骨格《例示》 (下) 重要業績評価指標 (KPI) の例

○想定される重要業績評価指標 (KPI) の例

#### ①「強い」経済

(インパクト)

- ・地方における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性の伸び率

(アウトカム)

- ・地方における GDP の成長率
- ・デジタル人材育成数

(アウトプット)

- ・スマート農業技術の活用割合
- ・地域のスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムコンテンツの創出支援件数

#### ②「豊かな」生活環境

(インパクト)

- ・生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっていくと思う人の割合

(アウトカム)

- ・「交通空白」地点
- ・医療・介護サービス等の地域の社会保障体制に満足している人の割合

(アウトプット)

- ・「交通空白」解消の目途が立っていない地区・地点数
- ・省力化、多角化、広域化等により、生活維持に必要なサービスの効率化を図る事業者数

#### ③「選ばれる地方」

(インパクト)

- ・地方で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の人数及び割合

(アウトカム)

- ・地方において、自分らしく過ごしていると思う人の割合
- ・関係人口の濃淡別実人数

(アウトプット)

- ・新規就業者の掘り起こしにより活躍できる機会を得た若者・女性・高齢者等の起業・就業者数
- ・関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体数

(例)

《目標》

○市の強い経済の形成

【目標】

- ・〇市における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性について、約〇万円とすることを旨とする。(2029年)

《基本的方向》

＜〇市における高付加価値型産業創出＞  
人口減少や消費縮小が進む中、「強い経済」を実現するためには、食、自然、文化、芸術、景観等の地域資源の活用により、既存産業の高付加価値化が図られるとともに、輸出を含めた地産外需や観光誘客を通じて、国内外の需要を本市に取り込むことを推進する。

重要業績評価指標 (KPI)

農林水産物・食品の輸出額とインバウンドによる食関連消費額

○千円から〇千円 (3倍) を目指す (2029年)

《具体的な施策》

① 輸出促進等による農山漁村の付加価値創出の実現

農林水産物・食品等の地域資源を活用した輸出拡大の加速化、食品産業の海外展開を推進し、地域ぐるみの稼げる産業を実現する。

具体的な事業：農業者等に対する海外展開等支援事業

〇〇事業

② スマート農業の推進

最先端のスマート農業機械・機器を活用した新たな作業システムの構築等により、地域の基幹産業である農業の安全性及び生産性を飛躍的に向上させる。

具体的な事業：スマート農業機械等を活用した生産モデル実証事業

〇〇事業

2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度以降
農業者等に対する海外展開等支援事業				
2025年4月～ 補助金事業の実施	2027年4月～ 海外展開の拡大事業の実施			
〇〇事業				
2025年4月～ 〇〇の検討	2027年4月～ 〇〇の実施			
スマート農業機械等を活用した生産モデル実証事業				
2025年4月～ スマート農業機械等の導入利用支援の実施	2028年4月～ 効果的な機械の普及を促進			
〇〇事業				
2025年4月～ 予算要求	2026年4月～ 〇〇の実施			

農業者等に対する海外展開等支援事業

2025年4月～補助金事業の実施

2027年4月～海外展開の拡大事業の実施

〇〇事業

2025年4月～

〇〇の検討

2027年4月～

〇〇の実施

スマート農業機械等を活用した生産モデル実証事業

2025年4月～

スマート農業機械等の導入利用支援の実施

2028年4月～

効果的な機械の普及を促進

〇〇事業

2025年4月～

予算要求

2026年4月～

〇〇の実施

■アウトプット KPI

・農林水産物、食品等に係る海外輸出額 ○千円

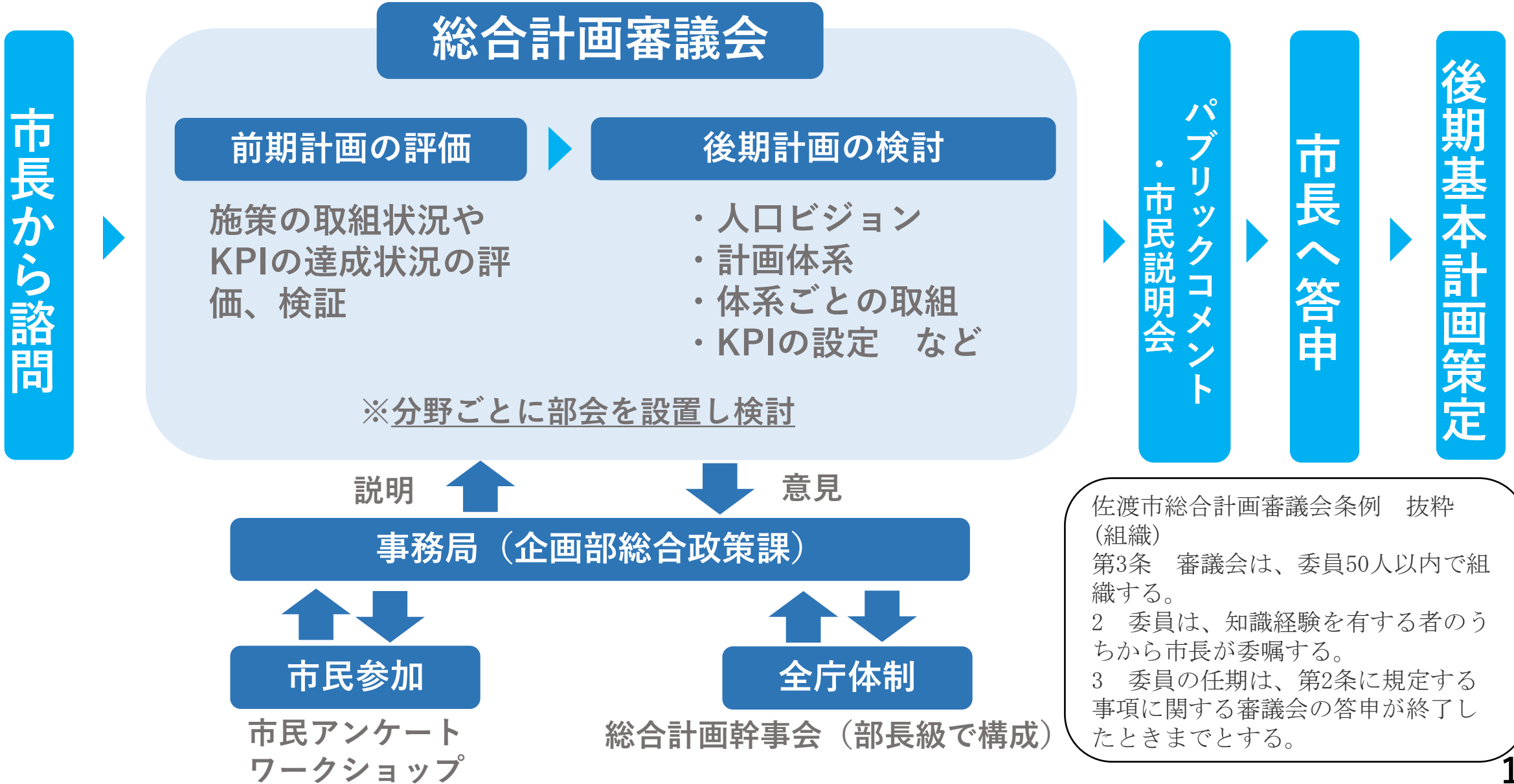
・〇〇〇

目標

基本的方向

具体的な施策・工程表

# 4 策定体制(全体像)



# 4 策定体制(庁内)

## 幹事会

幹事長：鬼澤副市長

幹事：部長、教育次長、消防長、上下水道課長、  
病院管理部長

審議会又は部会での協議案件について、計画原案等を検討

説明



意見



事務局（企画部総合政策課）

依頼



回答



## 企画委員

本庁課長級で構成

計画策定に係る調査、企画、連絡調整等の事務に当たる

佐渡市総合計画審議会運営規程 抜粋

(幹事)

- 第3条 審議会に、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 2 幹事は、審議会の審議を補佐し、計画立案の推進及び総合調整を行う。
  - 3 幹事会に幹事長を置き、副市長をもって充てる。
  - 4 幹事会の運営について必要な事項は、幹事長が会長の同意を得て別に定める。

(企画委員)

- 第4条 審議会に、企画委員若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。
- 2 企画委員は、幹事の命を受けて総合計画に係る調査、企画、連絡調整等の事務に当たる。

# 5 策定スケジュール

時期	内容等
令和8年 4月	市長記者会見
5月	市長から総合計画審議会へ諮問 <b>●第1回審議会</b> ・後期計画の策定方針について
6月	6月議会
7月	ワークショップ
8月	<b>●第2回審議会・第1回部会</b> ・アンケート・WSの共有 ・KPI進捗の共有 ・後期計画原案に対する意見等
9月	<b>●第3回審議会・第2回部会</b> ・後期計画素案に対する意見等

幹事会、企画委員会（随時）

アンケート 市民  
ワークショップ  
高校生議会

時期	内容等
10月	
11月	<b>●第4回審議会・第3回部会</b> ・後期計画案に対する意見等
12月	12月議会
令和9年 1月	パブリックコメント・市民説明会
2月	<b>●第5回審議会・第4回部会</b> ・後期計画最終案確認
3月	総合計画審議会から市長へ答申 3月議会 後期基本計画の公表

幹事会、企画委員会（随時）